

平成27年第1回朝日町議会臨時会会議録(第1号)

平成27年1月27日(火曜日)午前10時00分開議

議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第1号から議案第3号まで及び報告第1号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 議案第1号から議案第3号まで及び報告第1号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
-

出席議員(10人)

- 1 番 清 水 眞 人 君
 - 2 番 荒 尾 勇 二 君
 - 3 番 道 用 昭 雄 君
 - 4 番 小 川 慶 二 君
 - 5 番 大 井 光 男 君
 - 6 番 西 岡 良 則 君
 - 7 番 加 藤 好 進 君
 - 8 番 長 崎 智 子 君
 - 9 番 水 野 仁 士 君
 - 10 番 大 森 憲 平 君
-

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町	長	笹原靖直君
副町	長	金島光一君
教 育	長	永井孝之君
まちづくり推進統括 兼商工観光課	監 長	小川雅幸君
企 画 政 策 室	長	小杉嘉博君
総 務 課	長	山崎富士夫君
財 務 課	長	大村 浩君
住 民 ・ 子 ど も 課	長	中島優一君
健 康 課	長	清水明夫君
農 林 水 産 課	長	坂口弘文君
建 設 課	長	住吉雅人君
会 計 管 理 者		谷口宗次君
あさひ総合病院事務部長		寺崎昭彦君
在宅介護支援センター所長		宇田速雄君
消 防 署	長	谷口 優君
教育委員会事務局	長	水島康彦君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局	長	道用慎一
主	任	平木 敦

(午前 9時59分)

開会の宣告

議長(水野仁士君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回朝日町議会臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(水野仁士君) 議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議の運営につきましては、格段のご協力をお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長(水野仁士君) これより、本日の日程に入ります。

会議録署名議員の指名を行います。

10番 大 森 憲 平 君

1番 清 水 眞 人 君

を指名いたします。

会期の決定

議長（水野仁士君） 次に、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議案第1号から議案第3号まで及び報告第1号

議長（水野仁士君） これより議案第1号 平成26年度朝日町一般会計補正予算（第9号）、議案第2号 不動産の取得に関する件、議案第3号 五差路周辺複合施設整備事業 建築主体・外構工事請負契約変更に関する件、報告第1号 地方自治法第180条による専決処分の件 専決第1号 五差路周辺複合施設整備事業 機械設備工事請負契約変更に関する件、専決第2号 五差路周辺複合施設整備事業 電気設備工事請負契約変更に関する件の4件を一括議題といたします。

提案理由説明

議長（水野仁士君） それでは、提案理由の説明を求めます。

笹原町長。

〔町長 笹原靖直君 登壇〕

町長（笹原靖直君） 皆様、おはようございます。

平成27年第1回朝日町議会臨時会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

まず初めに、予算案件について申し上げます。

議案第1号 平成26年度朝日町一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,710万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億5,844万1,000円といたしたい内容であります。

補正いたします財源は、町債1,500万円、繰越金1,210万2,000円であります。

歳出につきましては、保育所運営費に1,525万3,000円、病児・病後児保育事業に1,184万9,000円としております。

これは、多子世帯における経済的負担軽減を図るための保育料への補助及び病児・病後児保育事業を実施するための施設整備、備品購入を行うものであります。

次に、不動産取得案件について申し上げます。

議案第2号 不動産の取得に関する件は、朝日町工業団地整備事業用地として、朝日町月山地内の5,349平方メートルの土地を所有者1名の方から4,294万8,950円で取得しようとするものであります。

次に、契約案件について申し上げます。

議案第3号 五差路周辺複合施設整備事業 建築主体・外構工事請負契約変更に関する件

は、当該複合施設の買い物支援スペースにおける厨房機器設備等の整備変更に伴い、工事請負契約額を変更しようとするものであります。

次に、専決処分について申し上げます。

報告第1号 地方自治法第180条による専決処分の件 専決第1号 五差路周辺複合施設整備事業機械設備工事請負契約変更に関する件、専決第2号 五差路周辺複合施設整備事業電気設備工事請負契約変更に関する件は、建築主体工事の変更に伴い、機械設備及び電気設備の増工が必要となったため、工事請負契約額を変更するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました諸案件についての説明といたします。

何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（水野仁士君） これより、議案の細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時05分）

〔休憩中に、財務課長（大村 浩君）が議案第1号、商工観光課長（小川雅幸君）が議案第2号、企画政策室長（小杉嘉博君）が議案第3号及び報告第1号について細部説明を行う〕

（午前10時13分）

議長（水野仁士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

議長（水野仁士君） これより、上程されております議案第1号から議案第3号まで及び報告第1号に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては挙手をしていただきますようお願いいたします。

また、質疑は簡潔に、質疑に対する答弁は適切をお願いいたします。

順次発言を許します。

大井君。

5番（大井光男君） まず、議案第2号の不動産の取得に関する件について質問をさせていただきます。

町が押し進めております企業誘致の中で、頑張っている地元企業に対して、官民一体になって行く。これは素晴らしいことだと私は賛同いたします。が、しかし、現在、取得するために今、隣接する工場の拡張に伴う取得ということで説明をされました。であるならば、その工事が、例えば横にある土地にどれだけの建物の工場なのか、あるいは、もう1つ踏み込んで言うならば、その雇用たるものは何人ほど見込まれるものか。現時点でもしわかれば、ひとつよろしく答弁のほうをお願いいたします。

議長（水野仁士君） ただいまの大井君の質疑に対する答弁を求めます。

小川商工観光課長。

商工観光課長（小川雅幸君） 現在知り得る範囲でということでお答えさせていただきます。

今、隣接する会社から伺っておりますのは、第1期工事で25メートルの長さ40メートルの工場になりますが、これが、いわゆる増工用のラインであります。第2期につきましては、同じスペース、25メートルの40メートルサイズで、現在鉄工団地内に分散しております工場のラインを一括したいということで、この2つを現在計画としてお持ちであります。

また、当社につきましては、現在、社員、外注の方も含めまして55名おいでになりますが、新規増設の部分については増員があるというふうに伺っておりますが、まだ計画段階でございますので、確定した人数は聞いておりません。

以上であります。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

5番（大井光男君） すいません、もう1回。

議長（水野仁士君） 大井君。

5番（大井光男君） どうもありがとうございました。

それで、増設の形的なものはよくわかります。その土地をこれから、登記から始まっているんな、農転から除外申請から全部、許認可もあると思います。その工程の中でいつ渡して、じゃその隣接される工場の方が、今、何どきの、要は何年後とかそういう計画の路線というのは、町が、例えば何年以内、こういう話とかそういう建設する時期等についてちょっとわかればお願いできますか。

議長（水野仁士君） ただいまの大井君の再質問に対する答弁を求めます。

小川商工観光課長。

商工観光課長（小川雅幸君） これは21日の議員協議会でお話をさせていただきましたが、取得が終わりますのは2月中旬、それから3月の農業委員会にかけます。これは、いわゆる農振除外と農地転用を含めまして、およそ本年の7月くらいまでに終わる予定でございます。それと並行いたしまして、今度は土地開発行為というものの許可が必要になります。これが完全に終わりますのが8月の初旬ごろというふうに見込んでおります。それから、造成工事が始まります。ちょっと、今、設計期間ですとか工事期間、まだ確定はいたしておりませんが、できれば年内に工事を完了させたいという思いでおります。それから造成用地の引き渡し、買い取りという話になってまいりますので、遅くとも27年度末くらいがお渡しできる時期じゃなかろうかと。それからの工場のほうの工事発注ということになりますので、平成28年度頭くらいがそういった工事の発注時期になろうかというふうに考えております。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

5番（大井光男君） どうもありがとうございました。

議長（水野仁士君） ほかに質疑はありませんか。

道用君。

3番（道用昭雄君） 道用です。今にかかわることかもしれませんが、今ほど小川商工観光課長が話されましたように、計画的には細かく話をされていましたが、私は大井議員と同じように、中小企業を助けるということに対しては大賛成であります。企業を助けて町を栄えさせるということについては、全く異論はございません。

ただ、それを言われるときに、どういう内容、例えば会社がどういう規模のものであって、そして業績はどうなので、今後こういうふうな方向が見込めるし、だから大いに発展する方向があるから、今これを私たちは進んでやっていくんだよということとか、それから地代がどうなっているのか、土地をどういうふう引き渡してどのようにするのかということは、

21日のときには出てきませんでしたので、私は初任者なものですから、全くもって、賛成していいのか、反対していいのかということすらわからなかった、恥ずかしい次第でありました。

そういうことでありましたので、少なくともそれにかかわることを出していただかないと、といいますのは、もう電話がぼちぼち、それから直接、「どうや」と言われる。そういうのが入ってきていますので、対応ができなくなってきている状態であります。

ですから、私にすれば、何か秘密に行われたのかなという、そういうことに感ずるものですから、私たちにもその資料を出していただいて、そして住民に言われたときに説明できるような、そういう資料を議会と共有すべきじゃなかろうかというふうに思うわけで、その点をもうちょっと明らかにしてもらって。

議員である以上は、その中身を言うなと言われれば、この期間は言えないということは、これは守秘義務ですからあると思いますが、それ以外のことについては住民に伝える必要があると思いますので、これは町長にその姿勢をちょっと、まず最初にお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（水野仁士君） ただいまの道用君の質疑に対する答弁を求めます。

笹原町長。

町長（笹原靖直君） 道用議員のは、秘密なのかどうなのかという話だと思うのですが、そういったことは一切ありません。私どもも、私の姿勢とすれば、当然皆様方議員と共有しながらということ、いち早くしておるわけでありまして。今回の件も、11月の議員協会で渡辺功機さんとかういった話があるということの説明しております。一切秘密にやっていることはありません。

ただ、企業的な中身に関して、交渉事は何でもかんでもというわけにはいかない部分はあるかもしれませんが、もし道用議員が秘密という思いでおるとすれば、大きな勘違いであります。そこらへんはもう少しご理解を賜りたいと思っておりますので、秘密ということに関しては、そういう隠し事で、皆様方に、交渉した覚えは一切ありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

道用君。

3番（道用昭雄君） 「秘密」という言葉が悪かったのは取り消しますが、少なくとも私らが知り得なかった状態であったということでありまして。

ということも含めまして、地代がどうだとか、高いとか安いとかというような事柄も当然疑義が入ってくると思いますので、そういうことについては、こうこうこういうふうにしましたよということの経過を私たちが知っておれば、少なくともこの会社はこういうふうに頑張っているんだから、こういうふうに町が、助成するというのは変な言い方ですが、頑張っていたきたいということやしているんだよというような事柄がはっきりと言えるわけです。

9月22日ですか、議会のときに、こういう話があるので、ひょっとしたらどっかの場所で作られるかもしれんから、心配だから交渉を早くしていかならんというような話に、ニュアンスは聞いたものですから、それは早くして、そうならばなおさらしてほしいということであったわけですが、じゃ具体的にどうなのかということが見えてこなかったということで、私たちが心配したのはそこです。

ですから、そういうのを、こうこうこういうわけで、計画的にはこういうふうになっています、こういうふうになっていますよと。少なくとも、例えばこういう何か飛び出たような土地もありましたが、これはどうなんですかと言うと、これは駐車場ですよと言う。それだけの計画書があるんなら、その土地について、ここは工場ラインがつくられて、ここは駐車場ですよという、こういうふうなことも伝えることができたと思うのですが、それもなかったと。それがわからなかったわけです。

わからない私が悪いのか、説明されなかった　　したよと言われるのですが、そのあたりがわからないものですから、今度は小川課長にちょっとお尋ねしたいのですが、そのことはどういうふうになっていたのか教えていただきたい。

議長（水野仁士君）　ただいまの道用君の再質問に対する答弁を求めます。

小川商工観光課長。

商工観光課長（小川雅幸君）　今、町長が説明されましたとおり、26年の9月22日の議員協議会におきまして、この件につきまして、最初の取りかかりから用地を買いたいと、本格的に進めたいという経過まで事細かくご説明を申し上げ、位置図もお渡ししておるといふふうに思います。それから町は、一応議会に報告させていただいたということを前提に交渉を進めてまいりまして、1月の21日の議員協議会におきまして、最終的に内諾がとれそうだという内容で、今後議会のほうに上程をさせていただきたいというお話をさせていただいたといふふうに思っておりますので、一切隠し事なしに、オープンにこの用地交渉、工場拡張計画というのは進めてきたといふふうに思っております。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

道用君。

3番（道用昭雄君） 事細かくとおっしゃいました。事細かくもらったのは、この間のこれだと思っております（資料を示す）。工事工程表も含めて、ここにありますように、この取得の企画書がここに入っております。これが、私、初めてだったと思うのです。それ以外に事細かく、これ取得、こんだけということで、ここと交渉しておるよということ、出ましたか。そのへんが私は、この間もおっしゃったように、工程表がこういうふうに出ましたので、これに従って動きますというのは、この間初めて聞いたわけですので、そのあたり、私は、そういう、何も聞いておらんかったのかということがちょっと気になったものですから、そのところを、伝えていなかったら、それで私らはなんで、伝えておったのに私が、「あんたがしておらんねか」と言われるのか、そのへんははっきりしてほしいと。

議長（水野仁士君） ただいまの道用君の再々質問に対する答弁を求めます。

小川商工観光課長。

商工観光課長（小川雅幸君） 9月22日には、こういった航空写真で（写真を示す）、位置を示しましてお話をさせていただいております。これはほかの議員の皆様もご存じかと思えますし、4月に会社訪問をして、その後町長がかわられましたので、かわった時期に1回お訪ねをしたと。その後、町長が直接、9月に入りまして企業訪問をした際に、正式に会社のほうから拡張計画の話を進めていただきたいという要請を受けましたので、町として動きたいという旨をこの9月22日にご報告申し上げたというふうに理解をしております。

議長（水野仁士君） 道用議員、これで……

3番（道用昭雄君） 大体様子がわかりましたのでこれくらいにしておきますが、これからそういう計画は、できるだけ、あれば早くに教えていただきたいということをお願いしてやめます。

ありがとうございました。

議長（水野仁士君） ほかに質疑はありませんか。

荒尾君。

2番（荒尾勇二君） こういった土地の買収の件についてですけれども、町としては何かの判断基準があって話を進めていこうということにされたと思うのですけれども、我々に見たら、そういうのはわからないわけですが、新人議員というのは特にね。それで、まず、何で町が仲介したのかといったことさえもよくわからなかった、初めは。大体理解することが

できましたけれども。その後ですけど、いろんな会社についての状況ですとかといったこともやっぱり我々は知らなきゃならないことだと思うんですよ。そういったときに、さっき町長が言われましたけれども、何でもかんでもというわけにはいかないということもありましたが、そういったときの基準というのを町として持っておられるのか、あるいはそれをきちっとつくっていかなくちゃならないと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（水野仁士君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

小川商工観光課長。

商工観光課長（小川雅幸君） 町が、業者さんが用地を取得したいときに入る1つの大きな要因は、地権者にメリットがある、土地を売る方にメリットがあるということであります。それとあわせて、会社としてはそういった用地取得に関する細かな作業に取り組まなくても、町の協力をすることで会社のそういった拡張計画というのは進められると、この2点にあるかと思います。町は企業育成に当然ながら力を入れておりますし、当然それにご協力いただく用地提供者にもメリットがなければいけないと。そういう中で、自治体が用地取得に入ることで特別租税措置法というのが適用されまして、売り手のほうにもメリットがあるということで町が、いわゆる会社のそういった用地取得に関して協力をしているというのが実情であります。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾君。

2番（荒尾勇二君） そうしますと、個々のケースに応じて議会に諮ってということになっているわけですね。

そうすると、よくわからないところがたくさん出てきますと、私たちもやっぱり勘ぐらざるを得ないんですよ。これは何かあるのかなとか、よくわからないのがね。だから、こういった基準がありますよとか何とかというのが示されておれば、なるほどなといったところもわかるわけです。そういった意味では、これからそういったことも考えていってほしいと思うのです。

議長（水野仁士君） これは質問ですか、要望ですか。

2番（荒尾勇二君） 要望です。

議長（水野仁士君） はい。

企業誘致に関するいろんな、町にも取り決めがあると思います。そこらへんはまた議員さんもそれなりに、各課なりのところへ行って勉強していただければ、会派でもまた読んでそ

のようにやっていってください。町といたしましても、元気のある企業、やる気のある企業に対しては、やはり応援していくというのは基本姿勢でございますので、そこらへんでもまた議員各位にはご理解を願いたいと思っています。

よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

清水君。

1 番（清水真人君） 質疑じゃないのですが、要望事項をよろしいでしょうか。

議長（水野仁士君） いや、質疑しかできませんので。

1 番（清水真人君） あっ、そうですか。

議長（水野仁士君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程されております議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案について、朝日町議会会議規則第 38 条第 3 項の規定により、常任委員会への審査付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

議長（水野仁士君） これより、上程案件に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ないようなので、これをもって上程案件に対する討論を終結いたします。

採 決

議長（水野仁士君） これより、上程されております議案第1号から議案第3号までの3議案を採決いたします。

お諮りいたします。

上程されております議案第1号から議案第3号までの3議案は、これを一括採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ご異議なしと認めます。

よって、上程されております議案第1号から議案第3号までの3議案は、これを一括採決することに決定しました。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第3号までの3議案について、それぞれ原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（水野仁士君） 全員起立であります。

よって、議案第1号から議案第3号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は、全て終了いたしました。

町長挨拶

議長（水野仁士君） 次に、町長から挨拶があります。

笹原町長。

町長（笹原靖直君） 今ほどは臨時案件に対して承認を賜りまして、ありがとうございました。ただ、質疑の中で要望があったことに関しては、また真摯に受けとめながら対応していきたいと思っております。

企業誘致に関してであります。スピードが必要ということ。隣町あたりに比べると、まだまだ朝日町はそういったシステムがおくれているということは自分自身も把握している中で、やはり議員の皆様方もそういったネットワークの中でしっかり議会とともに支援をしていただきたいというふうに思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

議長（水野仁士君） ご苦労さまです。

閉会の宣告

議長（水野仁士君） それでは、これをもって、平成27年第1回朝日町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時34分）